

令和2年度定時評議員会の開催については、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項及び公益財団法人東京都道路整備保全公社定款第20条の規定に基づく決議の省略の方法（全員の書面同意）により行うことに決定した。

この決定に基づき、評議員あて提案書を送付した上で個別に説明し、意見を聴取したところ、全員から賛意が示され、令和2年6月24日に全評議員から同意を得た。